

# 1 農業者戸別所得補償制度の本格実施

## 対策のポイント

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、戦略作物への作付転換を促し、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指します。

## <背景/課題>

- ・我が国の農業は、農業者の平均年齢が66歳と高齢化が急速に進み、この15年間で農業所得が半減するなど、危機的状況にあります。
- ・穀物市場への国際投機資金の流入やバイオ燃料需要の急増、途上国の経済発展による需要増大、世界各地の異常気象などにより、世界の穀物需給が逼迫していく中で、国内生産力を確保することが重要となっています。
- ・安全で安心な国産農産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を速やかに回復し、農村の再生を図ることが急務です。

## 政策目標

自給率向上に資する戦略作物の作付面積を24万ha拡大(平成27年度)

## <主な内容>

### I 農業者戸別所得補償制度（一部特会） [所要額] 800,291(561,821)百万円

#### 1 畑作物の所得補償交付金 [所要額] 212,302(0)百万円

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付します。支払いは数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額を面積払で交付する仕組みとします。

##### (1) 交付対象者

対象作物ごとの生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）する「販売農家」、「集落営農」

##### (2) 対象作物

麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

##### (3) 交付単価

###### ① 数量払

自給率向上に向けて生産拡大を図る必要があることから、全算入生産費をベースに算定した標準的な生産費と標準的な販売価格との差額分を単位重量当たりの単価で直接交付します。

###### ○ 平均交付単価

小麦	6,360円/60kg	てん菜	6,410円/t
二条大麦	5,330円/50kg	でん粉原料用ばれいしょ	11,600円/t
六条大麦	5,510円/50kg	そば	15,200円/45kg
はだか麦	7,620円/60kg	なたね	8,470円/60kg
大豆	11,310円/60kg		

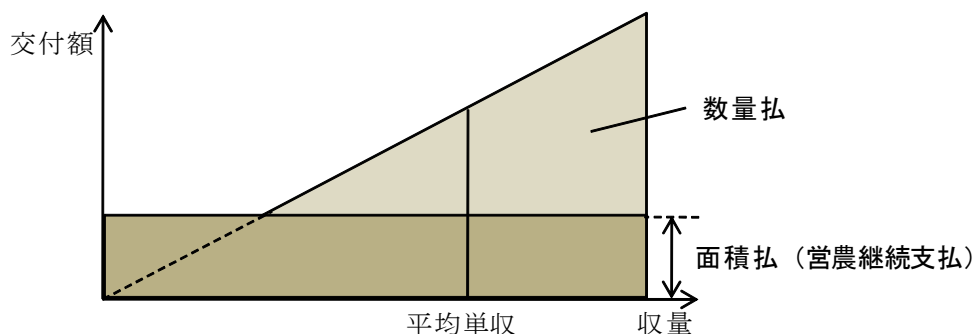
## ② 面積払（営農継続支払）

農地を農地として保全し、営農を継続するために必要な最低限の経費が賄える水準を「営農継続支払」として、10a当たりの単価で直接交付します。

交付単価	: 20,000円 / 10a (畑作物共通)
------	-------------------------

※ 面積払は、前年産の生産面積に基づいて支払います。前年産の生産面積のない者は数量払のみとなります。

### ○ 数量払と面積払（営農継続支払）の関係



※ 交付金の支払いは、面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みとなります。

## 2 水田活用の所得補償交付金

228,431 (216,729) 百万円

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付します。

### (1) 交付対象者

販売目的で対象作物を生産（耕作）する「販売農家」、「集落営農」

### (2) 交付単価

#### ① 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	80,000円/10a
そば、なたね、加工用米	20,000円/10a

#### ② 二毛作助成 15,000円/10a

水田における主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組み合わせによる二毛作に対して助成します。

#### ③ 耕畜連携助成 13,000円/10a

耕畜連携の取組（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環）を行う農業者に対して助成します。

### (3) 産地資金

地域の実情に即して、①水田における麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援するため「産地資金」を創設します。

この資金の活用にあたっては、農業者戸別所得補償制度の円滑な導入を図る観点から、都道府県の判断で畑地を対象とすることも可能とします。

なお、資金枠については、当初要求額430億円に加え、23年産米の生産数量目標配分に伴う特例措置として51億円を増額（総額481億円）します。

## 3 米の所得補償交付金

192,900(198,000)百万円

米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付します。

### (1) 交付対象者

米の生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）する「販売農家」、「集落営農」

### (2) 交付単価

米の生産を抑制し、麦、大豆等への転作を進める観点から、標準的な生産費を「経営費＋家族労働費の8割」として、標準的な販売価格との差額分を10a当たりの単価(全国一律)で直接交付します。交付対象面積は、主食用米の作付面積から一律10a控除して算定します。

交付単価	:	15,000円	/	10a
------	---	---------	---	-----

## 4 米価変動補てん交付金(平成24年度予算計上)

[所要額] 139,100(139,088)百万円

米の所得補償交付金と合わせて標準的な生産費を補償するものとして、米の生産数量目標に従って生産する農業者に対して、「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額分を10a当たりの単価で直接交付します。

当年産の販売価格は、出回りから3月までの全国平均の相対取引価格を使用することとし、交付金は翌年度の5～6月頃に支払います。

## 5 加算措置

[所要額] 15,000(0)百万円

### (1) 品質加算(畑作物の所得補償交付金の中で措置)

麦・大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減を行います。

#### ○ 小麦の品質区分と交付単価

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦	6,450	5,950	5,800	5,740	5,290	4,790	4,640	4,580

※ パン・中華めん用品種については、上記の単価に2,550円/60kgを加算。

#### ○ 大麦・はだか麦の品質区分と交付単価

(円/単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦(50kg)	5,390	4,970	4,850	4,800	4,530	4,110	3,980	3,930
六条大麦(50kg)	5,880	5,460	5,330	5,280	4,850	4,430	4,310	4,260
はだか麦(60kg)	7,890	7,390	7,240	7,150	6,320	5,820	5,670	5,590

○ 大豆の品質区分と交付単価 (円/60kg)

品質区分 (等級)	1 等	2 等	3 等
一般大豆	12,170円	11,480円	10,800円
特定加工用大豆	10,120円		

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

○ てん菜の品質区分と交付単価 (円/t)

品質区分 (糖度)	(0.1度ごと)	17.1度	(0.1度ごと)
てん菜	▲62円	6,410円	+62円

○ でん粉原料用ばれいしょの品質区分と交付単価 (円/t)

品質区分 (でん粉含有率)	(0.1%ごと)	18.0%	(0.1%ごと)
でん粉原料用ばれいしょ	▲64円	11,600円	+64円

○ そばの品質区分と交付単価 (円/45kg)

品質区分 (等級)	1 等	2 等	3 等	等外・未検査
そば	16,870円	16,160円	15,360円	12,150円

○ なたねの品質区分と交付単価 (円/60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ ナナシキブ キラリボシ	その他の品種
なたね	8,680円	7,940円

(2) 規模拡大加算 [所要額] 10,000百万円

我が国農業の生産性の向上を図り、競争力を強化するとともに、自給率の向上を図るためには、小規模で分散している農地を面的に集積（連坦化）し、農地の規模拡大を加速することが重要です。このため、農地利用集積円滑化団体を通じて、面的集積（連坦化）がなされた農地に利用権を設定して経営規模の拡大をした場合に、次の額を支払います。

交付単価 : 20,000円 / 10a

※ 特例措置：戸別所得補償制度の対象となっていない飼料作物（畑）、野菜、果樹等を栽培する農地も交付対象とします。

(3) 再生利用加算 4,000百万円

地域の耕作放棄地の再生利用計画に従って、畑の耕作放棄地に麦、大豆、そば及びなたねを作付けた場合に、平地・条件不利地の条件に応じて、次の額を最長5年間支払います。

	平地	条件不利地
交付単価	20,000円/10a	30,000円/10a

(4) 緑肥輪作加算 1,000百万円

畑において、輪作作物の間に1年休んで地力の維持・向上につながる作物を栽培し、畑にすき込む場合（休閒緑肥）に、その作付面積に応じて次の額を支払います。

交付単価 : 10,000円 / 10a

(5) 集落営農の法人化に対する支援（農業者戸別所得補償制度推進事業の中で措置）

集落営農を持続性ある経営体へ育成する取組を進めるため、集落営農が法人化した場合に、事務費助成（定額40万円）を行うとともに、集落営農の経理担当者を養成する活動等を支援します。

6 農業者戸別所得補償制度推進事業等

11,558(8,003)百万円

農業者戸別所得補償制度の実施に必要となる、システム開発や直接支払等に要する経費を措置するとともに、生産数量目標の設定、作付面積の確認、農地集積の調整等を行う都道府県、市町村等に対し必要な経費を助成します。

○ 農業者戸別所得補償制度の平均交付単価

<水田>

(千円/10a)

	米・畑作物の所得補償		水田活用の所得補償* ②	合計 ③=①+②
	基本単価(数量払)	左の面積換算①		
主食用米	—	15	—	15
小麦	6,360(円/60kg)	44	35	79
二条大麦	5,330(円/50kg)	38	35	73
六条大麦	5,510(円/50kg)	34	35	69
はだか麦	7,620(円/60kg)	40	35	75
大豆	11,310(円/60kg)	38	35	73
そば	15,200(円/45kg)	23	20	43
なたね	8,470(円/60kg)	32	20	52
飼料作物	—	—	35	35
米粉用米 飼料用米 WCS用稲	—	—	80	80
加工用米	—	—	20	20

※ 地域の判断によって、産地資金により交付単価が上乘せとなる作物がある。

<畑地>

(千円/10a)

	畑作物の所得補償	
	基本単価(数量払)	左の面積換算
小麦	6,360(円/60kg)	44
二条大麦	5,330(円/50kg)	38
六条大麦	5,510(円/50kg)	34
はだか麦	7,620(円/60kg)	40
大豆	11,310(円/60kg)	38
てん菜	6,410(円/t)	40
でん粉原料用 ばれいしよ	11,600(円/t)	52
そば	15,200(円/45kg)	23
なたね	8,470(円/60kg)	32

## II 関連支払

- 1 中山間地域等直接支払交付金 26,998百万円  
条件不利地域における戸別所得補償制度の適切な補完となるよう、農業者に生産条件の不利を補正する交付金を交付します。
- 2 農地・水保全管理支払交付金 [所要額] 28,497百万円  
地域共同による農地・農業用水等の保全管理活動に加え、老朽化が進む農業用排水路などの長寿命化のための取組を支援します。
- 3 環境保全型農業直接支援対策 [所要額] 4,807百万円  
地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援を実施します。
- 4 甘味資源作物・国内産糖交付金等 [所要額] 57,898百万円  
国内産糖と輸入糖との内外コスト差を調整し、さとうきび生産者等の経営安定を図るための交付金を交付します。

## III 戸別所得補償制度の導入円滑化のための特別対策

- 1 戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業 22,000百万円  
戸別所得補償制度の本格実施に当たり、戦略作物の生産拡大のための排水条件の改良、老朽化施設の修繕等を緊急に実施します。
- 2 戦略作物生産拡大関連施設緊急整備事業 8,666百万円  
戸別所得補償制度の本格実施に当たり、戦略作物の生産拡大のための乾燥調製施設や加工施設の整備等を緊急に実施します。
- 3 鳥獣被害防止総合対策交付金（緊急対策枠） 10,001百万円  
戸別所得補償制度の本格実施に当たり、侵入防止柵の整備等の鳥獣被害対策を緊急的に支援します。
- 4 糖価調整制度安定化緊急対策交付金 32,950百万円  
（独）農畜産業振興機構の砂糖勘定の収支改善を図り、糖価調整制度の安定的な運営を確保するための交付金を交付します。
- 5 戸別所得補償実施円滑化基盤整備（公共） 28,016百万円  
戸別所得補償制度の本格実施に当たり、戦略作物の生産拡大のための農地の区画整理、用排水施設等の基盤を整備します。

お問い合わせ先：

Iの1, 3～6の事業	大臣官房政策課戸別所得補償制度推進チーム	(03-6744-1850 (直))
Iの2の事業	生産局農業生産支援課	(03-3597-0191 (直))
IIの3, 4、IIIの2～4の事業	生産局総務課	(03-3591-8447 (直))
IIの1, 2、IIIの1, 5の事業	農村振興局総務課	(03-3591-6098 (直))

